

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年10月7日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	八王子市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	120-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisei/001/007/006/p021372.html">https://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisei/001/007/006/p021372.html</a>

執行機関名 八王子市長

難病患者の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者(児)に関する事務であって市規則で定めるもの(特定疾病患者)
②番号法別表第1の項	98	
③番号法別表第2の項	120	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		八王子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第4の項 障害者(児)に関する事務であって市規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律第1条	八王子市特定疾病患者福祉手当支給条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。以下同じ。)の患者に対する医療その他難病に関する施策(以下「難病の患者に対する医療等」という。)に関し必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。	この条例は、 <u>原因が不明で治療方法が確立されていない疾病のうち、その経過が慢性にわたる等特定の疾病に罹患している者</u> に対し、特定疾病患者福祉手当(以下「手当」という。)を支給することにより、これらの者の福祉の増進に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		八王子市特定疾病患者福祉手当支給条例 八王子市特定疾病患者福祉手当支給条例施行規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の3 項 1 号	八王子市特定疾病患者福祉手当支給条例第4条
②事務の内容	難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	八王子市特定疾病患者福祉手当支給条例第4条の規定による特定疾病患者福祉手当の受給資格の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の3 項 1 号 イ	八王子市特定疾病患者福祉手当支給条例第2条第2項第5号
②情報提供者	都道府県知事等	市長村長
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の3 項 1 号 ロ	八王子市特定疾病患者福祉手当支給条例第2条第2項第5号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の3 項 1 号 ニ	八王子市特定疾病患者福祉手当支給条例第2条第2項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の3 項 1 号	八王子市特定疾病患者福祉手当支給条例第11条 八王子市特定疾病患者福祉手当支給条例施行規則第14条及び第15条
②事務の内容	難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	八王子市特定疾病患者福祉手当支給条例施行規則第14条の特定疾病患者福祉手当受給者現況届に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の3 項 1 号 イ	八王子市特定疾病患者福祉手当支給条例第2条第2項第5号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の3 項 1 号 ロ	八王子市特定疾病患者福祉手当支給条例第2条第2項第5号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の3 項 1 号 ニ	八王子市特定疾病患者福祉手当支給条例第2条第2項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

備考	
----	--